



個人住民(市県民)税

個人住民税は個人市民税と個人県民税のことで、市県民税(個人)は市民税と県民税を合わせたものです。1月1日現在、行田市に居住している方は、前年(1~12月)の所得に対して均等割額と所得割額が課税されます。一定基準を満たす方については、個人住民税は課税されません。



Q 住民税の計算はどのように行われるのですか。

A 給与や年金などの支払い先から市役所に提出される報告書や本人の申告書を基に、課税計算を行い、収入金額から必要経費などを差し引いて所得金額を求めます。差し引いた所得金額から扶養控除や社会保険料控除などの各種所得控除の合計額を差し引いて、課税所得金額(課税標準額)を求めます。その課税所得金額に、市民税(6%)・県民税(4%)の税率をかけ、均等割額(4,000円)を加算したうえで、個人住民税の納税額が決定されます。

▶問い合わせ 税務課市民税担当(内線231・232)

固定資産税・都市計画税

固定資産税

毎年1月1日に、土地・家屋・償却資産(これらを総称して「固定資産」といいます)を所有している方に課税されます。税額は、国が定めた基準に基づいて評価した価格を基に課税標準額を算定し、その額に税率(1.4%)を乗じて算出します。この税率は標準税率で、全国ほとんどの市町村と同じです。また、土地と家屋の評価額は3年ごとに見直します。平成21年度がこの見直しの年に当たり、評価替えを行いました。



都市計画税

道路や公園、下水道の建設などの都市計画事業のために使われる目的税です。市街化区域内にある土地・家屋の課税標準額に税率(0.3%)を乗じて算出します。ただし、旧南河原村の市街化区域については、合併に伴う経過措置により合併後5年間(平成22年度まで)は都市計画税を課税しないこととなっています。

※固定資産税および都市計画税の課税内容は、5月に送付する課税明細書で確認できます。

Q 年度の途中で所有権が移転(売買・相続・贈与など)した場合、固定資産税の支払いはどうなるのでしょうか。

A 固定資産税は毎年1月1日現在で土地・家屋・償却資産を所有している個人または法人に課税されます。したがって、年度の途中で所有権が変わっても、その年度の納税義務者は変わりません。

Q 急に家屋の固定資産税が高くなったのはなぜでしょうか。

A 新築住宅に対する軽減措置が終わったからです。新築住宅については、新築後一定期間の固定資産税が、減額されています。新築された住宅は3年間(3階建て以上の中高層耐火住宅は5年間)で軽減期間が終了します。なお、軽減措置は一定の要件がありますので、詳しくは税務課資産税担当に問い合わせください。

Q 地価が下がっているのに、税額は下がらないのはなぜでしょうか。

A 税負担の公平性の観点から、負担水準(評価額に対する前年度課税標準額の割合)の均衡化を重視した調整措置が講じられています。具体的には、負担水準が高い土地は税負担を引き下げたり、据え置いたりする一方、負担水準が低い土地は税負担を引き上げていく仕組みとなっています。そのため、現在はばらつきを是正している過程にあることから、地価の動向と税負担の動きが一致しない場合があります。

▶問い合わせ 税務課資産税担当(内線233・234)

軽自動車税

毎年4月1日現在で二輪車、小型特殊自動車(農耕用トラクターなど)および軽自動車を所有している方に課税されます。自動車税とは異なり月割制度はなく、4月2日以降に所有者でなくなった場合も、その年度は1年分の軽自動車税が課税されます。逆に4月2日以降に所有者になった場合はその年度は課税されません。



※車両を廃棄した、売った、あるいは盗難にあったなど、異動が生じた場合は必ず届け出してください。届け出をしないといつまでも軽自動車税が課税されることになります。車両の種類や排気量によって、届出先が異なりますのでご注意ください。